|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児　　童　　手　　当特　　例　　給　　付 | 額改定請求書 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (提出先)　大　阪　市　長 | 提出年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 受　給　者 | フリガナ |  | 性　　別 | 男　・　女 |
| 氏　　名 |  | 生年月日 | 昭和・平成・西暦 | ・　　・　　 |
| 住　　所 | 電話　　　　　（　　　　　　） |
| 新たに支給要件に該当する児童 |
| 氏　　　名 | 生年月日 | 性別 | 続柄 | 同居海外別居 | の別 | 監護の有無 | 生計関係 | 別居中の児童の住所 | 関係 |
| 海外留学開始年月 |
| （第　　　　子） | 平成・令和・西暦　　年　　月　　日 | 男・女 |  | 同居海外別居 | 有・無 | 同一・維持 |  | 指定後見父母 |
| 平成・令和　　年　　月～ |
| （第　　　　子） | 平成・令和・西暦　　年　　月　　日 | 男・女 |  | 同居海外別居 | 有・無 | 同一・維持 |  | 指定後見父母 |
| 平成・令和　　年　　月～ |
| （第　　　　子） | 平成・令和・西暦　　年　　月　　日 | 男・女 |  | 同居海外別居 | 有・無 | 同一・維持 |  | 指定後見父母 |
| 平成・令和　　年　　月～ |
| （第　　　　子） | 平成・令和・西暦　　年　　月　　日 | 男・女 |  | 同居海外別居 | 有・無 | 同一・維持 |  | 指定後見父母 |
| 平成・令和　　年　　月～ |
| （第　　　　子） | 平成・令和・西暦　　年　　月　　日 | 男・女 |  | 同居海外別居 | 有・無 | 同一・維持 |  | 指定後見父母 |
| 平成・令和　　年　　月～ |
| 上記の児童が増加した理由 | ア 出　生　・イ 監護するようになった　・ウ その他（　　　　　　　） |
| 事由の発生した年月日 | 平成・令和　　　年　　　月　　　日 |
| 備考 |  |
|  |
| 同意書私が申請した児童手当・特例給付の受給に関する資格認定請求及び受給資格認定後の現況届に関し、私の市民税課税状況等について、関係公簿を閲覧されることに同意します。（配偶者についても、必要に応じた関係公簿閲覧の承諾を得ています。）令和　　　年　　　月　　　日住所　□　上記請求書に同じ　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（配偶者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
| 決　　裁 | 担当課長 | 課長代理 | 担当係長 | 担　当 | 令和・　　　・通知第　　　　　　号 | 公印審査 | 取扱責任者 | 文書(副)主任 |
| 改定年月令和　　　・ | 算定基礎児童数人 | 改　定・却　下 | 被・非 被 | 受　給　者　番　号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 処理 | 受付 | 審査 | 確認 | 入力 |  | 備考 |

【記入上の注意】

１　受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（１８歳到達後の最初の３月３１日までの間にある児童）の異動により児童手当の額が増額する場合に、その原因となる児童について記入してください。

２　「住所」の欄は、受給者の住民登録または外国人登録の住所を記入してください。

３　印は、スタンプ印以外の印鑑を押印して下さい。

４　「同居・海外・別居の別」の欄は、児童と同居されている場合は「同居」を、児童と国内で別居されている場合は「別居」を、別居の児童が海外に居住している場合は「海外」を○で囲んでください。

５　「監護の有無」の欄は、受給者が児童の面倒を見ている場合は「有」、面倒をみていない場合は「無」を○で囲んでください。

６　「生計関係」の欄は、受給者自身の子である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときには「同一」、受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときには「維持」を○で囲んでください。

７　「上記の児童が増加した理由」の欄は、該当するものを○で囲み。「その他」の場合は、その理由を具体的に記入してください。

８　「事由の発生した年月日」の欄は、増額の事由の発生した年月日を記入してください。

９　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。

1. 支給要件に該当する児童のうち大阪市外に住所を有する児童がある場合は、その児童に属する世帯の全員の住民票の写し
2. 支給要件に該当する児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
3. 支給要件に該当する児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童に対する養育関係を明らかにすることができる書類
4. 児童が海外に留学している場合は、海外留学等に係る申立書
5. 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
6. 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
7. この他の書類も必要になる場合がありますので、詳しくは区保健福祉センター児童手当業務担当にお問い合わせください。